

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 2 日 (月) 第307号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)
 - (鹿児島地域振興局取扱い) 2
 - (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ふじ薬局	鹿屋市下祓川町1792番地2	令和4年2月28日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第416号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1279号	令和7年5月17日	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のと	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

					おり		
--	--	--	--	--	----	--	--

鹿児島県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により，土地改良事業農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）住吉地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 5 月 6 日から同年 6 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により，国土地理院長から令和 3 年 3 月 23 日鹿児島県告示第378号で告示した基本測量の実施は，令和 4 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	日置市	急・伊作 3

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すてっぷいじゅういん	日置市伊集院町猪鹿倉387番地6	一般社団法人STEP ONE	日置市伊集院町猪鹿倉622番地50	稲村 武臣	令和 4 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス

Preseed	いちき串木野市 昭通通183番地 2	一般社団法人P reseed	いちき串木野市 昭通通183番地 2	岩下 尚功	令和 4 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
---------	--------------------------	-------------------	--------------------------	-------	-------------------	-----------------------------------

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 5 月 2 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援・放課後等デイサービスWAM	鹿屋市札元一丁目2968番地1	一般社団法人WORLD WAM	鹿屋市札元一丁目2968番地1	野平 智弘	令和 4 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大島支庁告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 5 月 2 日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所ワンチーム	大島郡伊仙町伊仙3331番地3	一般社団法人夢みらい	大島郡伊仙町伊仙2707番地5	樺山 修二	令和 4 年 4 月 1 日	生活介護・就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 5 月 2 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 黄金絶唱DX	株式会社三共	1P1559
回胴式遊技機	S 2 0 2 7 L B	株式会社ジェイピーエス	1S1971
回胴式遊技機	S / ニューゲッターマウス / CG	株式会社エレコ	1S1664
回胴式遊技機	S 犬夜叉CAN	株式会社クロスアルファ	2S0110
回胴式遊技機	S アクエリオンDR	株式会社三共	2S0131